

【表紙】
【提出書類】 変更報告書No.3
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 弁護士 角元 洋利
【住所又は本店所在地】 桃尾・松尾・難波法律事務所
〒102-0083
東京都千代田区麹町4-1
麹町ダイヤモンドビル
【報告義務発生日】 2025年2月12日
【提出日】 2025年2月17日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 保有目的の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社プロトコーポレーション
証券コード	4298
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所、名古屋証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国の者）
氏名又は名称	エンシャント・アート・エル・ピー (Ancient Art, L.P.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国テキサス州オースティン市 5番ストリートウエスト500 1110号室 (500 West 5th Street, Suite 1110, Austin, Texas 78701 U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2002年2月22日
代表者氏名	クインシー・リー (Quincy Lee)
代表者役職	ジェネラル・パートナー マネージャー (Manager of the G.P.)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	桃尾・松尾・難波法律事務所 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-1 麹町ダイヤモンドビル 弁護士 佐藤 航平
電話番号	03-3288-2080

(2)【保有目的】

投資顧問契約に基づく顧客資産の運用（その一環として、発行者に対する公開買付けに関し、買付価格及び潜在的買取者に対して発行者に対する十分なデューデリジェンスの実施や買収提案を検討する時間を与えることについて、発行者や発行者の特別委員会との協議を行うことを含み、また重要提案行為等を行うこともあり得ます。）

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,891,200
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,891,200
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,891,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年12月20日現在)	V	41,925,300
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)		4.51
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.08

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、顧客との間で、提出者が有価証券の購入及び売却に関する投資のための意思決定を行う裁量権を認めることを内容とする投資顧問契約を締結している。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	1,236,170
上記(Y)の内訳	投資顧問契約に基づく顧客資金 令和元年7月1日株式分割(1:2)により1,323,300株取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,236,170

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当なし					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当なし		